



小児慢性特定疾病指定医に指定された医師の皆様へ

児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病指定医」の更新申請の御案内

「小児慢性特定疾病指定医」（以下、「小慢指定医」という。）の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。引き続き指定を希望される場合は、更新申請書類を郵送にて御提出いただきますようお願いいたします。

1 平成32年（令和2年）の更新対象者

主たる勤務先の所在地が、鳥取県内（鳥取市を除く）であり、かつ、鳥取県が指定した「小慢指定医」のうち有効期間が平成32年（令和2年）12月31日までの方

2 更新申請の受付期間

令和2年9月8日（火）～令和2年11月13日（金）

※有効期間の終期まで更新申請は可能ですが、受付期間経過後の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。

※有効期間の終期を過ぎて申請された場合、申請日からの新規申請の扱いとなりますので、必ず期日までに手続きをお願いします。

3 指定医の種類と必要書類

申請時において、5年以上の診断・治療に従事した経験（臨床医研修の期間を含みます。小児慢性特定疾病以外の診断、治療経験でも構いません。）がある医師のうち、以下のいずれかの要件を満たす医師が対象となります。

小慢指定医の種類と要件 (指定医番号10桁のうち上4桁)	更新申請に必要な書類等
小慢指定医（3101） 専門医資格により小慢指定医の指定を受ける場合	①小慢指定医 更新申請書（様式第4号） ②小慢指定医 指定通知書（写） （※専門医資格については、新規申請時に確認済みのため添付不要。）
小慢指定医（3102） ・研修終了により小慢指定医の指定を受ける場合	①小慢指定医 更新申請書（様式第4号） ②小慢指定医 指定通知書（写） （※小慢指定医研修は新規申請時等に受講済みのため再受講は不要。）
・専門資格による指定医への変更を希望する場合	①小慢指定医 更新申請書（様式第4号） ②小慢指定医 指定通知書（写） ③専門医に認定されていることを証明する書類の写し （※更新申請日時点で有効期間内であるもの）
小慢指定医の更新を希望しない場合	小慢指定医 辞退届（様式5号）

<留意事項>

○各種様式は、下記の鳥取県ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/264252.htm>) ※同ホームページの下の方に掲載しています。

4 氏名、連絡先、主たる勤務先等の変更手続

更新申請と同時に変更手続を行う場合には、更新申請書に変更内容を御記入いただくことで、指定医変更届出書（様式第3号）の提出を省略できます。

※次の変更内容の場合は、表に記載する書類を添付し併せてご提出ください。

変更内容	添付する書類
氏名の変更	本人であることを証明する書類（戸籍謄本等）
医籍登録番号及び医籍登録年月日の変更	医師免許証の写し
主たる勤務先の変更	添付書類なし
その他の勤務先の変更	添付書類なし

【参考】

①複数の医療機関で勤務する場合

小慢指定医については、都道府県等（勤務地が指定都市又は中核市の場合は当該市、それ以外の市町村は都道府県）の異なる複数の医療機関に勤務する場合には、各々の都道府県等に申請が必要です。例えば、勤務先の医療機関が鳥取県の鳥取市（中核市）と倉吉市の2箇所の場合、鳥取市（中核市）と鳥取県の両方に申請する必要があります。

医療意見書を作成する際は、勤務先ごとに、各医療機関の所在地を管轄する都道府県等が交付する指定医番号をご使用ください。（※難病指定医とは取扱いが異なります。）

②勤務先を鳥取市又は鳥取県外へ変更される場合

勤務先の所在地を管轄する市又は都道府県へ小慢指定医の指定申請をしてください。手続等については、各都道府県・市のホームページを御参照ください。

また、この場合、鳥取県へは辞退届（様式第5号）を御提出いただくようお願いいたします。

5 申請書等提出先・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県子育て・人財局家庭支援課母子保健担当

電話 0857-26-7572（直通）